

# 山梨県公報

号外第二十九号

平成二十一年

五月二十九日

金 曜 日

## 目 次

### 条 例

山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部を改正する条例	二
山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	二
山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	二
山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例	三
山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例	三
山梨県手数料条例の一部を改正する条例	三

## 条例のあらまし

**山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部を改正する条例**(条例第三十四号)(人事課)

1 平成二十一年六月期の期末手当の支給月数を、一・九二五月に引き下げることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

**山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例**(条例第三十五号)(人事課)

1 平成二十一年六月期の期末手当の支給月数を、一・四五月に引き下げることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

**山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例**(条例第三十六号)(人事課)

1 平成二十一年六月期の期末手当について、次に掲げる改正を行うこととした。

- (一) 再任用職員及び特定任期付職員以外の職員に係る期末手当の支給月数を、一・二五月(特定幹部職員にあつては、一・一月)に引き下げることとした。
- (二) 再任用職員に係る期末手当の支給月数を、〇・七月(特定幹部職員にあつては、

〇・六月)に引き下げることとした。

(三) 特定任期付職員に係る期末手当の支給月数を、一・四五月に引き下げることとした。

2 平成二十一年六月期の勤勉手当について、次に掲げる改正を行うこととした。

- (一) 再任用職員以外の職員に係る勤勉手当の支給月数を、〇・七月(特定幹部職員にあつては、〇・八五月)に引き下げることとした。
- (二) 再任用職員に係る勤勉手当の支給月数を、〇・三月(特定幹部職員にあつては、

〇・四月)に引き下げることとした。

3 この条例は、公布の日から施行することとした。

**山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例**(条例第三十七号)(教育庁福利給与課)

1 平成二十一年六月期の期末手当について、次に掲げる改正を行うこととした。

- (一) 再任用職員以外の職員に係る期末手当の支給月数を、一・二五月(特定幹部職員にあつては、一・一月)に引き下げることとした。
- (二) 再任用職員に係る期末手当の支給月数を、〇・七月(特定幹部職員にあつては、

〇・六月)に引き下げることとした。

2 平成二十一年六月期の勤勉手当について、次に掲げる改正を行うこととした。

- (一) 再任用職員以外の職員に係る勤勉手当の支給月数を、〇・七月(特定幹部職員にあつては、〇・八五月)に引き下げることとした。
- (二) 再任用職員に係る勤勉手当の支給月数を、〇・三月(特定幹部職員にあつては、

〇・四月)に引き下げることとした。

3 この条例は、公布の日から施行することとした。

**山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例**(条例第三十八号)(警察本部警務課)

1 平成二十一年六月期の期末手当について、次に掲げる改正を行うこととした。

- (一) 再任用職員以外の職員に係る期末手当の支給月数を、一・二五月(特定幹部職員にあつては、一・一月)に引き下げることとした。
- (二) 再任用職員に係る期末手当の支給月数を、〇・七月(特定幹部職員にあつては、

〇・六月)に引き下げることとした。

2 平成二十一年六月期の勤勉手当について、次に掲げる改正を行うこととした。

- (一) 再任用職員以外の職員に係る勤勉手当の支給月数を、〇・七月(特定幹部職員にあつては、〇・八五月)に引き下げることとした。
- (二) 再任用職員に係る勤勉手当の支給月数を、〇・三月(特定幹部職員にあつては、

〇・四月)に引き下げることとした。

3 この条例は、公布の日から施行することとした。  
**山梨県手数料条例の一部を改正する条例**(条例第三十九号)(建築住宅課)

1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行にかんがみ、別表第二に次の手数料を定めることとした。

(一) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 四万六千円等  
 (二) 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 (一)の手数料の二分の一に相当する額

(三) 譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 千八百円

(四) 長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継承認申請手数料 千八百円

2 この条例は、平成二十一年六月四日から施行することとした。

### 条例

山梨県知事 横内正明

山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期  
 末手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 平成二十一年五月二十九日

#### 山梨県条例第三十四号

山梨県知事 横内正明

山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及  
 び期末手当支給条例の一部を改正する条例

山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期  
 末手当支給条例(昭和二十七年山梨県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。  
 附則に次の一項を加える。

6 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第三条の規定の適用については、同  
 条中「百分の二百十二・五」とあるのは、「百分の百九十二・五」とする。

#### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここ  
 に公布する。  
 平成二十一年五月二十九日

#### 山梨県条例第三十五号

山梨県知事 横内正明

山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和三十一年山梨県条例第  
 六十三号)の一部を次のように改正する。  
 附則に次の一項を加える。

4 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第五条第二項の規定の適用につい  
 ては、同項中「百分の百六十」とあるのは、「百分の百四十五」とする。

**附則**  
 この条例は、公布の日から施行する。

山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条  
 例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 平成二十一年五月二十九日

#### 山梨県条例第三十六号

山梨県知事 横内正明

山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関す  
 る条例の一部を改正する条例

(山梨県職員給与条例の一部改正)

**第一条** 山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)の一部を次のよう  
 に改正する。

#### 附則に次の一項を加える。

7 平成二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第三十二条第一項及  
 び第二項並びに第三十三条第二項の規定の適用については、第三十二条第一項中  
 「百分の百四十」とあるのは、「百分の百二十五」と、「百分の百二十」とあるのは  
 「百分の百十」と、同条第二項中「百分の百四十」とあるのは、「百分の七十五」  
 とあるのは、「百分の百二十五」とあるのは、「百分の七十」と、「百分の百二十」  
 とあるのは、「百分の六十五」とあるのは、「百分の百十」とあるのは、「百分の六十」  
 と、第三十三条第二項第一号中「百分の七十五」とあるのは、「百分の七十」と、  
 「百分の九十五」とあるのは、「百分の八十五」と、同項第二号中「百分の三十五」  
 とあるのは、「百分の三十」と、「百分の四十五」とあるのは、「百分の四十」とする。

(山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

**第二条** 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年山  
 梨県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第八条第二項から第四項までの規

定の適用については、これらの規定中「百分の百六十」と、「とあるのは、「百分の百四十五」と」とする。

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年五月二十九日

山梨県知事 横内 正明

**山梨県条例第三十七号**

山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例

山梨県学校職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

7 平成二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第二十二條第二項及び第三項並びに第二十二條の四第二項の規定の適用については、第二十二條第二項中「百分の百四十」とあるのは、「百分の百二十五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の百十」と、同條第三項中「百分の百四十」とあるのは、「百分の七十五」とあるのは、「百分の百二十五」とあるのは、「百分の七十」と、「百分の百二十」とあるのは、「百分の六十五」とあるのは、「百分の百十」とあるのは、「百分の六十」と、第二十二條の四第二項第一号中「百分の七十五」とあるのは、「百分の七十」と、「百分の九十五」とあるのは、「百分の八十五」と、同項第二号中「百分の三十五」とあるのは、「百分の三十」と、「百分の四十五」とあるのは、「百分の四十」とする。

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年五月二十九日

山梨県知事 横内 正明

**山梨県条例第三十八号**

山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例

山梨県警察職員給与条例（昭和二十九年山梨県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

9 平成二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第三十條第一項及び第

二項並びに第三十一條第二項の規定の適用については、第三十條第一項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百二十五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の百十」と、同條第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の七十五」とあるのは「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の六十五」とあるのは「百分の百十」とあるのは「百分の六十」と、第三十一條第二項第一号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の八十五」と、同項第二号中「百分の三十五」とあるのは「百分の三十」と、「百分の四十五」とあるのは「百分の四十」とする。

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年五月二十九日

山梨県知事 横内 正明

**山梨県条例第三十九号**

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

山梨県手数料条例（平成十二年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。別表第二に次のように加える。

百八十 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五條第一項から第三項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査

長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六條第二項の規定による申出があった場合は、山梨県建築基準法施行条例（昭和三十六年山梨県条例第十九号）別表第二第一号の表床面積の合計の欄及び別表第二第二号の表種別の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める金

	<p>額（建築基準法（昭和二十五年法律第二一〇号）第六条第五項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合は、同条例別表第三床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める金額に百分の百五を乗じて得た額から百五十円を減じた額を加えた額）を加えた額）。ただし、次に定める共同住宅等にあつては、当該額を同時に申請された戸数で除して得た額とし、百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>イ 申請に併せて知事が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項各号（第三号を除く。）に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(一) 一戸建ての住宅 （人の居住の用以外</p>
	<p>外の用に供する部分を有しないものに限り、以下同じ。）</p> <p>八千三百円</p> <p>(二) 総戸数が五戸以内の共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）</p> <p>一万三千円</p> <p>(三) 総戸数が五戸を超え十戸以内の共同住宅等 二万二千円</p> <p>(四) 総戸数が十戸を超え二十五戸以内の共同住宅等 三万千円</p> <p>(五) 総戸数が二十五戸を超え五十戸以内の共同住宅等 五万五千円</p> <p>(六) 総戸数が五十戸を超え百戸以内の共同住宅等 九万四千円</p> <p>(七) 総戸数が百戸を超え二百戸以内の共同住宅等 十五万三千円</p> <p>(八) 総戸数が二百戸を超え三百戸以内の共同住宅等 十</p>

	<p>八万八千円</p> <p>(九) 総戸数が三百戸を超える共同住宅等 二十万円</p> <p>□ 申請に併せて知事が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項各号(第三号を除く。)に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出されない場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(一) 一戸建ての住宅 四万六千円</p> <p>(二) 総戸数が五十戸以内の共同住宅等 十万五千円</p> <p>(三) 総戸数が五十戸を超え五十戸以内の共同住宅等 十六万六千円</p> <p>(四) 総戸数が十戸を超え二十五戸以内の共同住宅等 三十二万七千円</p> <p>(五) 総戸数が二十五戸を超え五十戸以内の共同住宅等 五十八万四千円</p>
	<p>百八十一 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第一項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更(同法第九条第一項の規定に基づく変更を除く。)の認定の申請に対する審査</p>
<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>(六) 総戸数が五十戸を超え百戸以内の共同住宅等 百万二千円</p> <p>(七) 総戸数が百戸を超え二百戸以内の共同住宅等 百八十五万三千円</p> <p>(八) 総戸数が二百戸を超え三百戸以内の共同住宅等 二百六十四万九千円</p> <p>(九) 総戸数が三百戸を超える共同住宅等 三百二十四万六千円</p> <p>次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第二項の規定による申出があった場合は、山梨県建築基準法施行条例別表第二第一号の表床面積の合計の欄及び別表第二第二号の表種別の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める金額(建築基準法第六条第五項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれ</p>

	<p>る場合は、同条例別表第三床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める金額に百分の百五を乗じて得た額から百五十円を減じた額を加えた額)を加えた額。ただし、共同住宅等にあつては、当該額を既に計画の認定を受けた戸数で除して得た額とし、百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>イ 申請に併せて知事が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項各号(第三号を除く。)に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 前項イに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の二分の一に相当する金額</p> <p>ロ 申請に併せて知事が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項各</p>

<p>百八十二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第一項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更(同法第九条第一項の規定に基づく変更に限る。)の認定の申請に対する審査</p>	<p>譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>千八百円</p> <p>号(第三号を除く。)に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出されない場合 前項ロに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の二分の一に相当する金額</p>
<p>百八十三 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継承認申請手数料</p>	<p>千八百円</p>

**附 則**  
この条例は、平成二十一年六月四日から施行する。